

別紙

諮問第831号

答 申

1 審査会の結論

「〇〇警察署・〇〇他〇名作成、平成〇年〇月〇日付、捜査報告書」外4件について、開示請求を却下した処分、及び「〇〇に関して〇〇警察署員らが作成したメモや一切の資料のうち、死者である被相続人から相続した財産に関する情報と認められるもの」について、不存在を理由として非開示とした決定は、いずれも妥当である。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、東京都個人情報の保護に関する条例（平成2年東京都条例第113号。以下「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「〇〇死亡（平成〇年〇月〇日死亡確認）に係る以下の文書 〇〇警察署・〇〇他〇名作成平成〇年〇月〇日付捜査報告書 〇〇警察署・〇〇作成平成〇年〇月〇日付実況見分調書 〇〇警察署・〇〇作成平成〇年〇月〇日付写真撮影報告書及び撮影された写真 〇〇警察署・〇〇作成平成〇年〇月〇日付死体取扱報告書 〇〇に関して〇〇警察署員らが作成したメモや一切の資料」の開示請求に対し、警視総監が令和2年3月6日付けで行った、開示請求等の規定を適用しないとされている個人情報に該当すること、及び開示請求者を本人とする保有個人情報に当たらないことを理由として開示請求を却下した処分、並びに不存在を理由とする非開示決定（以下併せて「本件各処分」という。）について、それぞれの取消しを求めるというものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

本件各処分は、いずれも適正かつ妥当なものである。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

本件審査請求は、令和2年12月28日に審査会に諮問された。

審査会は、令和3年11月24日に実施機関から理由説明書を、令和4年1月13日に審査請求人から意見書を收受し、令和3年11月25日（第156回第三部会）から令和4年2月21日（第159回第三部会）まで、4回の審議を行った。

（2）審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る審査請求人の審査請求書、反論書及び意見書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 本件請求に係る個人情報について

実施機関は、本件開示請求のうち、〇〇死亡（平成〇年〇月〇日死亡確認。以下「亡〇〇」という。）に係る「〇〇警察署・〇〇他〇名作成、平成〇年〇月〇日付、捜査報告書」（以下「本件請求個人情報1」という。）及び「〇〇警察署・〇〇作成、平成〇年〇月〇日付、実況見分調書」（以下「本件請求個人情報2」という。）については、それぞれ刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）53条の2第2項に規定する「訴訟に関する書類」に記録されている個人情報に該当し、条例30条の2において条例5章（保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求等）の規定を適用しないとされている個人情報であるとして開示請求を却下（以下「本件却下処分1」という。）した。

また、本件開示請求のうち、亡〇〇に係る「〇〇警察署・〇〇作成、平成〇年〇月〇日付、写真撮影報告書及び撮影された写真」（以下「本件請求個人情報3」という。）及び「〇〇警察署・〇〇作成、平成〇年〇月〇日付、死体取扱報告書」（以下「本件請求個人情報4」という。）並びに「〇〇に関して〇〇警察職員らが作成したメモや一切の資料のうち、死者である被相続人から相続した財産に関する情報とは認められないもの」（以下「本件請求個人情報5」という。）については、それぞれ死者である被相続人から相続した財産に関する情報とは認められず、条例12条に規定する自己を本人とする保有個人情報ではないとして開示請求を却下（以下「本件却下処分2」という。）した。

さらに、本件開示請求のうち、亡〇〇に係る「〇〇に関して〇〇警察署員らが作成したメモや一切の資料のうち、死者である被相続人から相続した財産に関する情

報と認められるもの」(以下「本件請求個人情報6」という。)については、不存在を理由とする非開示決定(以下「本件非開示決定」という。)を行った。

イ 実施機関における死体の取扱いについて

実施機関では、「警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律」(平成24年法律第34号)の制定に伴い、同法の運用について必要な事項を定めた「警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律等の運用について」(平成25年3月21日通達甲(刑.鑑.検1)第3号。以下「運用通達」という。)を定めている。

運用通達は、警察が取り扱う死体について、死因又は身元を明らかにするための措置に関し必要な事項を定め、その措置の適正を期するとともに、犯罪死の見逃しを防止することを目的としており、警察が死体を取り扱った場合には速やかに死因が犯罪行為によるものか否かを捜査しなければならないとするほか、その他必要な措置及び死体取扱報告書等の様式について定めている。

なお、実施機関は、亡〇〇を取り扱った平成〇年当時、「死体観察実施要綱」(昭和54年4月20日通達甲(刑.鑑.現1)第4号)に基づいて死体の取扱いを行っていた。同要綱においても、運用通達と同様に犯罪死の見逃しを防止することを目的としており、実施機関が死体を取り扱った場合、所定の捜査を行い、死体取扱報告書に必要事項を記載する旨、定めていた。

ウ 本件却下処分1の妥当性について

(ア)「訴訟に関する書類」の意義について

刑事訴訟法53条の2第2項は、「訴訟に関する書類及び押収物に記録されている個人情報については、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)第4章…の規定は、適用しない。」と規定している。

条例30条の2は、「法律の規定により行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第4章の規定を適用しないとされている個人情報については、第5章の規定は適用しない。」と規定している。

「東京都個人情報の保護に関する条例の施行について(通達)」(平成3年3月26日2情都個第26号。以下「施行通達」という。)30条の2関係第2、2では、「『訴

訟に関する書類及び押収物』については、刑事司法手続の一環である捜査・公判の過程において作成・取得されたものをいう。」と規定している。

ここでいう「訴訟に関する書類」については、①刑事司法手続の一環である捜査・公判の過程において作成・取得されたものであり、捜査・公判に関する活動の適正確保は、司法機関である裁判所により図られるべきであること、②刑事訴訟法47条により、公判開廷前における訴訟に関する書類の公開を原則として禁止する一方、被告事件終結後においては、刑事訴訟法53条及び刑事確定訴訟記録法（昭和62年法律第64号）により、一定の場合を除いて何人にも訴訟記録の閲覧を認め、その閲覧を拒否された場合の不服申立てにつき準抗告の手続によることとされるなど、その取扱い、開示・非開示の要件、開示手続等が自己完結的に定められていること、③これらの書類は、類型的に秘密性が高く、その大部分が個人に関する情報であるとともに、開示により犯罪捜査、公訴の維持その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれが多いものであることから、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律及び条例において保有個人情報の開示請求等の規定を適用しないとされているものと解されている。

また、刑事訴訟法53条の2第2項は、適用除外の対象として「訴訟記録」ではなく「訴訟に関する書類」と規定しているところ、同法47条が同じ文言により「訴訟に関する書類は、公判の開廷前には、これを公にしてはならない。」と規定していることと対比すると、裁判所の保管している書類に限らず、不起訴記録や不提出記録、送致前の書類など、検察官、司法警察職員、弁護士その他の第三者の保管しているものも「訴訟に関する書類」に含まれるものと解されている。

(イ) 「訴訟に関する書類」の該当性について

審査請求人は、本件請求個人情報1及び2について、〇年前に実況見分され当日に事件性なしと〇〇警察署が判断しており、検察官が不起訴と判断する以前のものであって、訴訟に関する記録であるとともに行政文書との性格が強いものであることから開示すべきである旨、主張する。

これに対し、実施機関は、本件請求個人情報1は、捜査の端緒、経緯及び結果などその捜査状況及びその過程において判明した事項について報告するものであり、本件請求個人情報2は、犯罪現場その他の場所、身体又は物について、犯行

の状況を明らかにし、証拠を保全するために、警察官が五官の作用により犯行現場、死体の状況及び現場に遺留された証拠となり得る資料等を綿密に観察した見分の結果を記録するものであり、いずれも刑事事件に関して作成されるものであって、「訴訟に関する書類」に記録された保有個人情報に該当するため、条例30条の2の規定により保有個人情報の開示請求等の規定を適用しないと説明する。

審査会が本件開示請求書を確認したところ、本件請求個人情報1及び2については、特定の事件に関し実施機関の職員が作成した捜査報告書及び実況見分調書と文書名が指示されていることから、これらに記録された保有個人情報はいずれも実施機関の説明のとおり、刑事訴訟法53条の2第2項に規定する「訴訟に関する書類」に記録されている個人情報を求めているものであると認められる。

よって、本件請求個人情報1及び2について、条例30条の2に基づき開示請求を却下した実施機関の処分は、妥当である。

なお、審査請求人は、法務省における不起訴記録の閲覧制度の趣旨から本件請求個人情報1及び2についても開示すべきである旨主張するが、法務省における同制度は、実施機関が条例に基づいて行う保有個人情報の開示とは趣旨及び対象とする文書が異なることから、それによって開示、非開示の判断が左右されるものではない。

エ 本件却下処分2の妥当性について

(ア) 死者に関する情報の開示請求について

条例2条2項は、個人情報を「生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。」とし、同条3項は、保有個人情報について、「実施機関の職員（都が設立した地方独立行政法人の役員を含む。以下同じ。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書に記録されているものに限る。」と定めている。

また、条例12条1項において「何人も、実施機関に対し、当該実施機関が保有する自己を本人とする保有個人情報の開示の請求をすることができる。」と規定し

ており、生存する個人に対し、自己がその情報の本人となっている保有個人情報の開示を請求することができる権利を認めている。

なお、同項の運用に関し、施行通達では、死者に関する情報について、開示請求者自身の保有個人情報であると考えられる情報（開示請求者が死者である被相続人から相続した財産に関する情報、開示請求者が死者である被相続人から相続した不法行為による損害賠償請求権等に関する情報、及び近親者固有の慰謝料請求権など、死者の死に起因して、相続以外の原因により開示請求者が取得した権利義務に関する情報）及び社会通念上請求者自身の保有個人情報とみなせるほど開示請求者と密接な関係がある情報（死亡した時点において未成年であった自分の子に関する情報）を、自己を本人とする保有個人情報に含むものとしている（施行通達12条関係第2）。

(イ) 本件請求個人情報3ないし5について

a 審査請求人の主張

審査請求人の主張は、概ね以下のとおりである。

審査請求人が亡〇〇の遺品の相続人であることは争いがなく、本件請求個人情報3及び4は、財産関係の情報を記載することを目的として作成されたものでなくとも、客観的に見て、審査請求人の相続財産に関する情報であり、遺品を特定するための情報であり、開示すべきである。

b 実施機関の説明

死者である被相続人から相続した財産に関する情報とは、相続によって承継された財産に係る情報であり、財産関係の情報の記載を目的として作成された公文書に記載されている情報であると解される。

本件請求個人情報3は、犯罪の有無を判断するために、死体及び現場の状況を保存し、死体の位置、姿勢並びに創傷その他の変異及び特徴等のほか、その着衣、携帯品及び遺留品並びに凶器その他犯罪行為に供した疑いのある物件について撮影した写真やその写真の説明が多く記載されるものである。

また、本件請求個人情報4は、人の死について、その死因が犯罪に起因するものかどうかを判断するために実施した、死体の観察、発見現場等の観察、死

者を取り巻く人的・動的環境等の確認、及び遺族等関係者からの聴取を行った結果、判明した人定事項、死亡の日時、場所、死亡時の状況、所持金品等、並びに関連機関との連絡事項等を記録するものである。

仮に、開示を求めているこれらの中に相続された財産を撮影した写真が添付されていたり、その所持品欄等に相続された財産の物品名が記載されていたとしても、当該写真及び物品名は、その死因が犯罪行為に起因するものかどうかに着目して撮影及び記載されたものである。そのため、当該写真及び物品名は、捜査の必要性が認められれば相続した財産以外にも数多の物品が撮影及び記載されるものであり、また、当該現場にあった相続した財産であっても捜査の必要性が認められなければ撮影及び記載されないこともあり得るものである。

よって、これらはいずれも人の死に関して、その死因が犯罪行為によるものなのか否かを実施機関が判断するために捜査を行い、判明した事実について記録する捜査に関する情報であって、財産関係の情報を記載することを目的として作成されたものではないことから、死者である被相続人から相続した財産に関する情報とは認められない。

c 審査会の検討

本件却下処分2は、実施機関が、本件請求個人情報3ないし5について、開示請求者を本人とする保有個人情報に該当しないとして開示請求を却下したものであるから、以下、本件請求個人情報3ないし5が開示請求者自身の保有個人情報と認められるか否かについて検討する。

審査会が運用通達を確認したところ、同通達は、「第1目的」において、「この通達は、警察が取り扱う死体について、死因又は身元を明らかにするための措置に関し、必要な事項を定め、その措置の適正を期するとともに、犯罪死の見逃しを防止することを目的とする。」としており、また、実施機関が死体を取り扱った結果については、死体の写真その他必要な情報を刑事部長に報告し、死体取扱報告書を保管するものとする旨、定めていた。

次に、審査会が本件開示請求書を確認したところ、本件請求個人情報3及び4については、亡〇〇に係る写真撮影報告書及び撮影された写真並びに死体取扱報告書に記録された保有個人情報を求めているものであるが、これらは死者

である亡〇〇に関する情報であることが認められた。

死者に関する情報については、前記（ア）のとおり、開示請求者が死者である被相続人から相続した財産に関する情報等に該当する場合、自己を本人とする保有個人情報に含まれるものとして開示請求を認めている。

本件請求個人情報3及び4が相続した財産に関する情報に該当するか否かについては、いずれも亡〇〇の死因が犯罪に起因するものかどうかを実施機関が判断するために捜査を行い、捜査上判明した事実を記録するものであり、仮にそれらの中に相続財産に関する記載があったとしても、それは捜査の必要性に応じて記載されるものであるとのことである。

これらを踏まえると、本件請求個人情報3及び4については、財産関係の情報を記載することを目的として作成されたものではないことから、施行通達に定める死者である被相続人から相続した財産に関する情報であるとは認められないとする実施機関の説明は、首肯できるものである。

また、本件請求個人情報5については、本件開示請求の「〇〇に関して〇〇警察職員らが作成したメモや一切の資料」のうち、相続した財産に関する情報とは認められない情報として実施機関が区分したものであることから、前記（ア）で示す相続した財産に関する情報に該当するか否かについては論じるまでもない。

その他、審査請求人が提出した資料等からは、本件請求個人情報3ないし5について、施行通達に定める「死者に関する情報」を「自己を本人とする保有個人情報」に含まれるものと認めるべき事情は、認められない。

したがって、本件請求個人情報3ないし5については、開示請求者を本人とする保有個人情報に該当しないものと認められ、これを理由として開示請求を却下した実施機関の処分は、妥当である。

オ 本件非開示決定の妥当性について

審査請求人は、本件非開示決定について、先に行われた遺品返還請求訴訟で〇〇警察署員らが、手控えのメモを残したと証言していることから、それらは明らかに存在していたものであり、存在していたものを現に保有していないとするのであれば、どこに行ったか明らかにすべきであり、仮に廃棄したとするならば廃棄簿など

証拠を提示すべきである旨、主張している。

これに対し実施機関は、本件開示請求当時の実施機関における公文書の保存・廃棄について定めた「警視庁文書管理規程」（平成13年3月21日訓令甲第6号）において、文書等は、保存期間基準表により保存期間を定め、共有のロッカー、キャビネット等の専用の場所に保存するものとし、保存期間を満了した場合等には、文書等廃棄票（保存期間5年）を作成し、廃棄するものとする旨を定めていると説明する。

また、実施機関は、〇〇警察署において、所定の保管場所を綿密に検索したが、本件請求個人情報6は存在せず、それに関する文書等廃棄票も存在しないことを確認したと説明する。

審査会が警視庁文書管理規程を確認したところ、実施機関の職員が職務上作成し、または保有した文書等について保存期間を定め、所定の場所に保管し、保存期間を満了した文書等について廃棄する旨、定められていた。

実施機関が亡〇〇を取り扱った平成〇年から相当の期間が経過していることからすると、本件請求個人情報6を保有していないとする実施機関の説明に不自然、不合理な点はなく、また、実施機関が警視庁文書管理規程で定める保管場所を綿密に検索した結果、本件請求個人情報6が存在しないとする説明も首肯できるものであり、他にその存在を認めるに足りる特段の事情も見当たらない。

よって、本件請求個人情報6について、不存在を理由として非開示とした実施機関の決定は、妥当である。

なお、審査請求人は、審査請求書、反論書及び意見書においてその他種々の主張をしているが、これらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

久保内 卓亞、木村 光江、徳本 広孝、寶金 敏明